

稲沢市文化振興指針（案）に対するパブリックコメントの実施結果

- 1 募集期間 平成30年1月5日（金）～平成30年1月24日（水）
- 2 提出人数 5人
- 3 意見総数 17件
- 4 提出された意見の概要と意見に対する市の考え方

提出された意見等は趣旨を損なわないように要約するとともに、同様の意見はまとめさせていただきます。

整理番号	ご意見	市の考え方
1	<p>稲沢勤労青少年ホームの利用者は平成28年度で25,322人あり、市の事業として教養講座も開催し、延べ640人受講されているが、指針案に記載がないのはなぜか。</p>	<p>稲沢勤労青少年ホームは平成30年6月末をもって閉館する方針であり、教養講座も平成29年度をもって終了となることから、本指針案には記載しておりません。</p>
2	<p>指針案P18の郷土の歴史と文化財について、旧稲沢市の郷土資料はどうするのか。また、仏教美術はどうするのかを明記すべきではないか。</p>	<p>指針案P18で「祖父江・平和地区の地誌資料などをまとめた追補の編さんを進め」とあるのは、「新修稲沢市史」が市町村合併前の編さんであり、祖父江・平和地区に関する地誌資料等が含まれていないことから、市域全体を対象とした資料の編さんを進めていくという趣旨であり、旧稲沢市域を除外するというものではありません。</p> <p>仏教美術の保存については、指針案P19において、稲沢市は仏教美術の遺品が多く所在することが特徴であること、その材質が木や紙など脆弱なものであり、適切な管理と保存修理が求められることを記載した上で、基本施策として「文化財の保存については、毎年文化財パトロールを実施し、指定文化財の状態を確認し、保存修理の計画を立て、適時実施できるように進めます。」と示しております。</p>

<p>3</p>	<p>「指針策定の趣旨」の中で「国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。」と明示されており、コスト面に偏重することがないよう警鐘を鳴らしています。」と記載があるが、法前文の引用部を”コスト面に偏重することがないよう警鐘を鳴らしている”と解釈するのには非常に違和感がある。法は「短期的な経済効率性」だけでなく「長期的かつ継続的に」行えるよう施策を講ぜよとされており、短期的な費用や集客力などで判断せず長い目でかつ継続的な取り組みをしろという意味と思われる。つまり、世代を超えて幅広い人に慕われる施策をせよとのことであると思う。また、持続および維持可能という意味では「ランニングコスト」も考慮する必要があり、コストは切り離せない考えの一つ。”コスト面に偏重することがないよう警鐘を鳴らしている”との解釈は、「コストを気にしなくても良い」という意味にも取れ、本来の法の意図とかけ離れた理解がされる可能性が高いため見直すべきである。</p>	<p>「コスト面に偏重することがないよう」との記述ですので、「コスト面を考慮しない」のではなく、「コスト面だけを考慮することがないように」との趣旨であり、ご意見にあります「短期的な経済効率性だけでなく長期的かつ継続的な視点を」という趣旨と同じですが、ご意見を参考により分かりやすい表現に修正します。</p>
<p>4</p>	<p>「課題」と「問題」の切り分けが不十分である。主にビジネスの現場では、この2つの言葉は明確に使い分けられている。「問題」は発生している状況、ネガティブな状況を示すものである。対して「課題」は、目標を達成するためにこれからなすべきことである。したがって、「活動内容が固定</p>	<p>ご意見を参考に、より分かりやすい表現に修正します。</p>

	<p>化する」などは「問題」であり、「課題」ではない。「ありたい姿」(＝目標)を出した上で、現状とのギャップ(＝問題)、問題解決のためにすべきこと(＝課題)を出すというプロセスを踏んで、指針案を出して頂きたい。</p>	
5	<p>P18「第3章 2. 郷土の歴史と文化財(1) 郷土の歴史」について</p> <p>新設される生涯学習施設内に郷土資料館内資料の展示スペースを設ける案について、市では本来の歴史資料のあり方が考えられておらず、過去からあるものを何も考えずにただ引き継ぐだけになっていると思われる。郷土資料は伝えるべき郷土の「事柄」があり、それを伝える媒体の一つとして「資料」が存在するものである。そのため、資料展示は伝えるための一手段である。本案では伝えるべき郷土の事柄が何なのかを検討する前に、資料展示スペースの設置ありきで進められておるように見受けられる。後世へ伝えるべき事柄は何かを熟考の上、展示スペースを作ることが本当に適切か再検討すべきである。</p>	<p>現在の祖父江町郷土資料館では、祖父江の虫送りに関連した資料や近代の農機具などの民俗資料などを展示しています。これらの展示物は市内の小中学校が郷土の歴史学習の一環として活用するなどしていますが、老朽化や常時開館していないこともあり、一般の入館者は少なくなっています。そこで、新設される生涯学習施設内に展示スペースを設ける方針となったものです。郷土に伝わる伝統行事に関する展示物など、次世代に継承すべき資料を分かりやすく展示するとともに、時節や行事に合わせて展示物の入れ替えを行うなど、展示内容を工夫していきます。</p>
6	<p>P25「第4章 2. 本指針の目標について」</p> <p>「文化振興は数値化して目標を定め、また、評価していくものではないとの考えから、本指針では文化振興に関する数値目標は設定しません。」と記載があるが、目標を設定しないのは問題がある。ありたい姿を基に、いつまでに何%改善させるかを検討した上で文化振興施策を実施しないと文化振興予算は死に金になる。このような書</p>	<p>文化振興指針の目標は「市民と創り手が一体となった文化振興によるまちづくり」ですが、これは長い年月をかけて培われるものであり、数値化された指標によって一概に評価できるものでもないとの考えから、今回数値目標は設定しないこととしました。</p> <p>ただ、本指針の進捗状況の評価していく上で、何らかの参考となる指標は必要との考えから、稲沢市第6次総合計画における文化振興関連の5つの</p>

	<p>き方は、文化振興予算を聖域化し、減らされないために逃げているようにしか思えないので再考すべきである。</p>	<p>指標を記載し、評価の際の参考指標とさせていただきます。</p>
7	<p>廃止の方針が示されている稲沢勤労青少年ホームについて、市民の文化・芸術活動の場として重要な施設である。近隣にはスポーツ施設等も整備されており、教育環境としても整っている。今後も稲沢東部の文化振興拠点として、稲沢勤労青少年ホームは必要な施設ではないか。</p>	<p>稲沢勤労青少年ホーム、働く婦人の家の廃止方針については、平成25年6月に策定された「公共施設再編に関する考え方」の中で、「廃止した上で、類似の公共施設に機能を移管する方向で検討します。」との方向性が示されたものです。本指針は公共施設廃止の是非を検討し方向性を示すことは目的としておりません。</p>
8	<p>公民館活動登録団体が活動しやすくするには、利用者の生活範囲内に施設が必要になる。働く婦人の家や勤労青少年ホームを廃止すれば、それまでの利用者の活動場所がなくなり、文化振興の基本政策に反するのではないか。施設の存続、整備を望む。</p>	
9	<p>博物館、歴史館について、ハード面として市民会館や図書館、美術館は整備されているが、残念なことに稲沢市の文化を伝える博物館、歴史館はない。市民に稲沢市の歴史を伝え次世代継承するためにも、稲沢市の郷土資料を常設展示することが必要ではないか。「懐古法」に代表されるように、認知症予防にも役立つはず。</p>	<p>郷土資料については、新設する生涯学習施設に郷土資料の展示スペースを設け、常設展示する方針です。</p> <p>また、国史跡尾張国分寺跡の整備に関連して国分寺跡を紹介するガイダンス施設が必要となりますので、その中で検討したいと考えます。</p>
10	<p>公民館活動登録団体の登録団体が減っている要因について、使用料が有料化されたことが入っていないのはなぜか。</p>	<p>公民館活動登録団体に対する使用料減免制度の改正は平成29年度からですが、指針案P10の(表-2)「公民館活動登録団体の推移」は平成28年度までの公民館活動登録団体の推移を示しています。したがって、使用料減免制度の改正はこの表における登録団体の減少理由にはならないことから記載していません。</p>

11	<p>公民館の有料化や縮小には反対である。民間のカルチャースクールは費用が掛かるため、年金生活者には負担となる。</p>	<p>減免制度の改正は、平成 28 年 8 月に稲沢市が作成した「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」により、「受益者負担の原則」、「算定方法の明確化」、「減免措置の見直し」の 3 点を基本方針として、市内公共施設について使用料等を改定することになったものであり、公民館においても使用料の改定と減免制度の見直しを実施したものです。何卒ご理解をお願いいたします。</p>
12	<p>市民の文化活動が活発になるには、利用料金が影響する。平成 29 年度より公民館活動登録団体の全額減免制度がなくなった。施設使用料は無料のほうが活動も活発になる。指針案でも利用料について触れる必要はないか。</p>	<p>ご意見の趣旨は理解しますが、本指針は第 6 次総合計画を上位計画としており、第 6 次総合計画に位置付けない施設整備を基本施策とすることは考えていません。文化振興財団の設立等により、市民が文化・芸術に触れる機会の一層の創出や、文化活動団体が活動しやすくなる環境の整備を中心に進めていく考えです。</p>
13	<p>基本施策ではソフト面の施策が多くなっているが、ハード面の施策も必要ではないか。文化活動団体の活動環境を良くするためにも、活動の場を増やすことは大切である。</p>	<p>ご意見の趣旨は理解しますが、本指針は第 6 次総合計画を上位計画としており、第 6 次総合計画に位置付けない施設整備を基本施策とすることは考えていません。文化振興財団の設立等により、市民が文化・芸術に触れる機会の一層の創出や、文化活動団体が活動しやすくなる環境の整備を中心に進めていく考えです。</p>
14	<p>自主的な文化活動は、太鼓、ダンスや音楽活動など、様々な要求がある。特徴的な施設の整備も必要となる。</p>	<p>就業者は平日昼間の活動が困難であることから、土日や夜間に活動する団体を増やすことで、就業者の加入を促進していくという趣旨です。なお、公民館の開館時間については、すべての曜日ではありませんが夜間も開館しており、休日についても土日も開館しております。</p>
15	<p>指針案 P 10 に「夜間、休日など就業者でも活動しやすい団体の育成」とあるが、どのような意味か。また、夜間、休日にも公民館が利用できるよう開放してほしい。</p>	<p>就業者は平日昼間の活動が困難であることから、土日や夜間に活動する団体を増やすことで、就業者の加入を促進していくという趣旨です。なお、公民館の開館時間については、すべての曜日ではありませんが夜間も開館しており、休日についても土日も開館しております。</p>

16	<p>P14 で「財団法人を設立し市民会館の指定管理者とすることで、長期的な視点に立った運営体制を確保します。」とあるが、指定管理者制度を導入し、公共施設に営利や経営の視点を取り入れるのはそぐわないと考える。また、将来に渡って非公募で進めていけるのかという問題もある。市直営にし、市職員が長期的な視点に立った運営に携わり、専門的な役割を果たすべきと考える。</p>	<p>市民会館の指定管理者制度導入については、「公の施設の指定管理者制度運用指針（平成17年4月策定、平成25年4月改訂）」に基づき指定管理者制度を導入すべき施設としているものであり、市直営とする考えはありません。</p> <p>文化振興財団は、指定管理者制度の長所を活かしつつ、市の一定の関与のもと、長期的な視点に立った運営を行っていくことを目的の一つとして設立するものですので、ご理解をお願いします。</p>
17	<p>P18 の郷土の歴史と文化財について、平和町出身者による「伊六万歳」が津島市の無形文化財になっている。稲沢市でも取り上げ、文化を継承すべきではないか。</p>	<p>ご指摘の万歳は、名古屋出身の初代伊六が知多の万歳を取り入れたとされ、明治20年代に中島郡勝幡新田の人が尾西地方に広めたものです。残念ながら伊六万歳は現在、当地の地域文化としてはほとんど継承されておらず、稲沢市としての取り組みは困難と考えます。</p>